

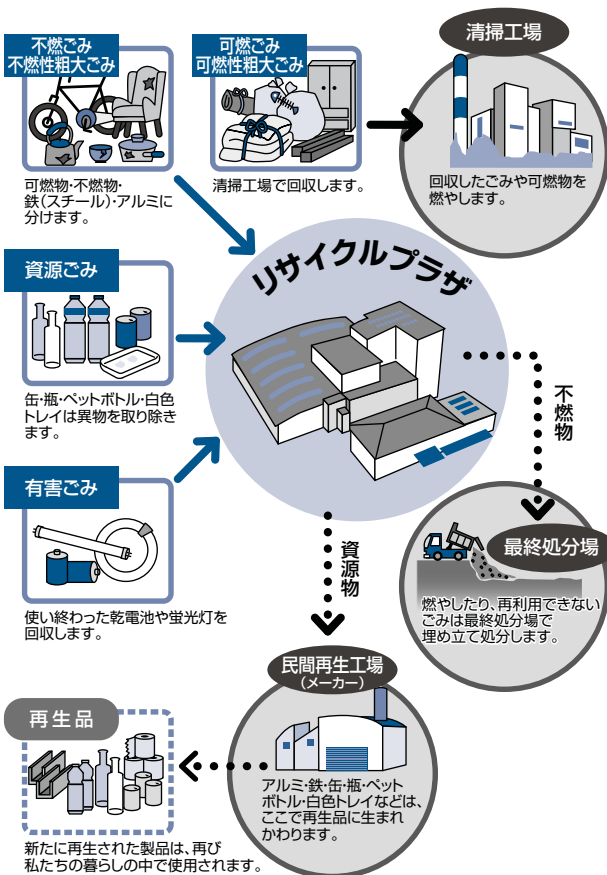
リサイクル



市では、市民の皆さんの理解と協力の下、限りある資源を守り豊かな自然環境を未来の子どもたちにつなげるため、ごみの減量化や資源ごみの再利用に積極的に取り組んでいます。今回の特集では、市のリサイクルの基盤ともいえるリサイクルプラザと都城市環境美化の日について紹介します。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

家庭から出るごみの行方とリサイクルプラザの役割



市のリサイクル基地「リサイクルプラザ」「さいせい館」

リサイクルプラザ「さいせい館」は、資源循環型社会にふさわしい施設を目指して、平成17年に開設した本市のリサイクル活動の拠点施設です。この施設は、次の2つの役割を持つ施設から成り立っています。

● **リサイクル処理棟**

家庭などから出た不燃ごみや、不燃性粗大ごみを選別して、小さく砕く処理を行ったり、空き缶や瓶、ペットボトルの再資源化のための中間処理を行ったりしています。処理された資源ごみは、民間の再生工場に送られます。

また、選別された後、再利用できないごみは、最終処分場で埋立て処分します。

● **さいせい館**

リサイクルやごみの減量方法について、子どもから大人まで体験し、学ぶことができます。

リサイクルをより進めるために

家庭などから出る燃やせないごみの中には、缶や瓶、ペットボトルなどの資源ごみが混在している場合があります。

リサイクルをより進めるためにも、家庭でのごみの分別と、リサイクルステーションへの資源ごみ持ち込みの徹底をお願いします。

体験して学べる

「さいせい館」

「さいせい館」では、施設見学やさまざまな体験を通して、ごみ処理の現状や施設の役割について学ぶことができます。

施設見学と体験工房の利用を希望する人は、事前に「さいせい館」へ申し込みください。



●利用時間

9時30分～12時
13時～16時30分

●休館日

毎週火曜日（祝日の場合は、その翌日）と第3日曜日、

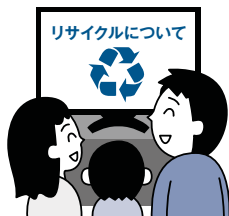
年末年始

●申請

リサイクルプラザ
「さいせい館」 ☎36-3900

●学習コーナー（無料）

リサイクルの現状や地球環境に関連した書籍やDVDを閲覧したり、パソコンを利用したりして、環境について学ぶことができます。



●施設見学（無料）

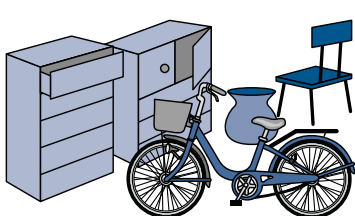
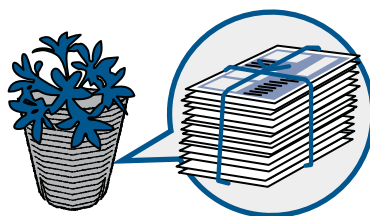
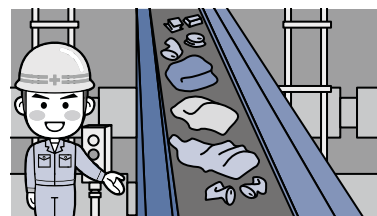
施設の概要や資源ごみにちなんだ内容を紹介する映像を見た後、ごみの搬入から選別までの処理風景を、行程順に見学できます。

●体験工房（無料）

牛乳パックを再利用した「紙すき」や、砂でガラスに文字や模様などを描く「サンドグラス」不要になった紙でつくる植木鉢「エコポット」の制作を体験できます。

●再生品の展示・販売

不要になった家具や自転車、雑貨などを修理・再生して、展示販売しています。気に入った再生品があるときは、その場で安価に購入することができます。



「ずっと暮らしたい 都城」 みんなでき取り組もう！

都城環境美化の日

市では、環境保全と公衆衛生の向上を図るため、毎年7月の第4日曜日を「都城環境美化の日」と定めています。みんなが協力して清掃や緑化などの地域環境美化を行い、明るく、美しく、住みよい地域づくりにつなげましょう。

●実施日

7月27日(日)

●対象

全ての市民
①公民館に加入している人
清掃する場所や開始時間など、加入している公民館の計画に従ってください

※公民館によっては、実施日が変更になる場合があります

②公民館に未加入の人

何らかの理由で公民館に未加入の人は、自宅の敷地内や周辺道路などの清掃に協力ください

●注意事項

①作業の際は、けがに十分注意しましょう。刈払機などを使用するときは、周囲に人がいないか配慮しましょう

②ごみを持ち出す前に、きちんと分別してあるか確認しましょう

③空き缶やペットボトルなどは大切な資源です。回収して再資源化に役立てましょう

④家庭内から発生したごみ（雑草、雑木含む）は、当日、搬入先の処分場へは持ち込むことはできません

●小・中学生も参加

環境美化活動を通して世代を越えた交流を図るため、小・中学生の積極的な参加を求め、地域の連帯感を高めましょう

●自主的な取り組みをお願いします

「都城環境美化の日」は、市民の皆さんが住んでいる地域を、自らの手できれいにしていく取り組みです。全ての市民の力で「ずっと暮らしたい都城」の実現のため、「都城環境美化の日」に参加しましょう



霧島の詩人



富松良夫



今回の特集では、彼の生い立ちや業績を紹介するとともに、富松良夫の業績を顕彰する創作詩コンクールについてお知らせします。

◎問い合わせ

市立図書館 ☎22-0239

富松良夫は、幼い頃に病気で障がいを負いながらも、多くの感性豊かな詩を生み出しました。生い立ちや信仰心、作風から「南の宮沢賢治」と称され、郷土の自然に根付いたテーマ性から「霧島

の詩人」とも呼ばれています。

また、詩だけではなく、文学や美術、音楽などの評論、ラジオ劇の脚本を手掛けたことから、良夫の周りには人々が集まり、都城の文芸発展に大きく貢献しました。

その業績から、良夫は多くの学校から校歌の作詞を依頼され、大王小、今町小、高崎麓小、姫城中、妻ヶ丘中、祝吉中、庄内中、志和池中、中郷中、山田中、高崎中などの校歌を作詞しました。

「富松良夫賞」

創作詩コンクール

富松良夫の業績を顕彰し、創作詩コンクールを開催します。

●応募資格

【一般（高校生以上）の部】

宮崎県民および曾於市内在住の人

【児童生徒の部】

市内および三股町内の小・中学生

●テーマ 自由

●提出様式 400字詰め原稿用紙2枚以内で、1人1点

●提出方法 9月7日(日)までに住所、氏名（フリガナ）、電話番号を明記し、市立図書館（〒885-0073 姫城町7-22）へ郵送または持参ください。ファクス、メールでの応募はできません

※応募作品は返却しません。入賞・入選作品の著作権、版権は市立図書館に帰属します

●図書館に帰属します

人とまちを結ぶ

地域公共交通



車の普及や少子高齢化の進行に伴い、路線バスや電車の利用者数は年々減少しています。今後さらに利用者が減少すれば、通勤や通学、通院などの日常生活を支える公共交通が減便したり廃止となったりする恐れがあります。

バスや電車を利用することで、公共交通機関を守ることはもちろん、温室効果ガスの削減や省エネルギーにもつながります。

路線の維持・確保や環境負荷の軽減のため、市民の皆さんの積極的な利用をお願いします。

◎問い合わせ

総合政策課 ☎23-2115

環境に優しい鉄道交通

環境に対する負荷は交通機関により異なります。輸送にかかる二酸化炭素の排出量は、鉄道と比べると、バスは約2.7倍、自家用車は約9倍となります。このことから、鉄道は環境に優しい交通機関であるといえます。

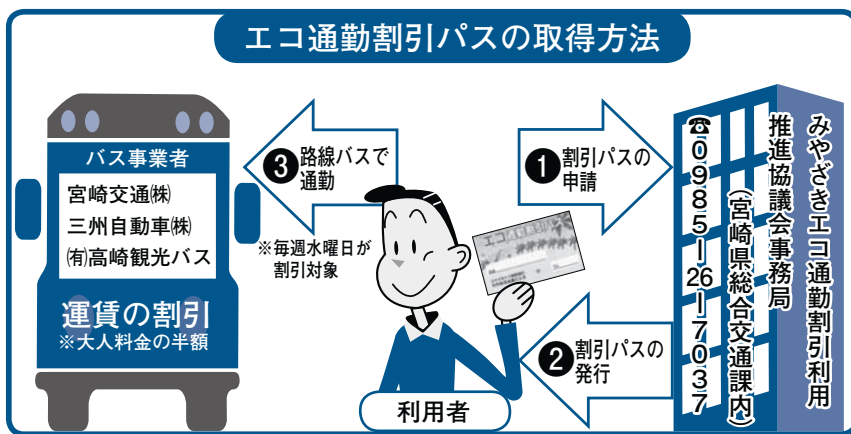
エコ通勤割引制度

車やバイクで通勤する人が対象

で、水曜日に路線バスを利用して通勤する場合に、その運賃が半額になります。

この制度を利用するには、エコ通勤割引パスが必要です。

エコ通勤割引パスの取得方法





政治家からの寄付は、禁止されています！

政治家やこれから政治家になろうとする人が、選挙区内の人にお金や物を贈ることはいかなる理由があっても禁止されています。また、有権者が寄付を求めたり、受け取ったりしてもいけません。寄付禁止のルールを守って、明るくきれいな選挙を推進しましょう。

「三ない運動」を守りましょう

政治家と有権者とのつながりは大切ですが、相手の立場を理解し、次の「三ない運動」のルールを守って、明るくきれいな選挙を目指しましょう。

①政治家は有権者に「贈らない」

②有権者は政治家に「求めない」

③寄付は絶対に「受け取らない」

お問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎ 23-7864

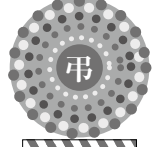
このような寄付が禁止されています



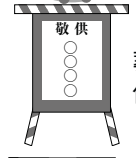
お中元・お歳暮



入院見舞い



葬式の花輪・供花



秘書などが代理で出席する場合の葬式の香典や結婚祝い



祭りや町内会の集会、旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ



入学祝い・卒業祝い

※祝電や弔電については、寄付ではないため違反にはなりませんが、内容によっては事前運動とみなされる場合があります。都城市議会では、虚礼廃止の申し合わせをしています



首都圏で活躍している宮崎県出身の料理人たちが集う会で、都城産食材のPR。(平成26年3月)

都城の地場産産を応援します！

都城圏域地場産業振興センターは、国内有数の農業生産地である当圏域の地域資源を生かした地場産品の販路開拓や商品の開発、異業種間の事業者の交流など、さまざまな事業に取り組んでいます。

●お問い合わせ

都城圏域地場産業振興センター
☎ 38-4561

📍販路開拓をサポート

首都圏で開催される展示会への出展や、県外の飲食店に都城の食材を使ったメニューを考案してもらうなど、地場産品のPRを行い販路拡大を支援しています。また、展示会で得た消費地のニーズを会員へ伝えるなど、商品開発につながるような情報提供も行っています。

📍即売会などの場を提供

商品即売会などに利用できる展示場や、会議室の貸し出しを行っています。新規の利用者に向けて、使用料の一部を無料にするなど利用しやすい制度もあります。詳しくは、問い合わせください。

📍産業界の交流をサポート

商工業者と農業者との交流の場を設けて、圏域内での農工商連携の推進も支援しています。



農業者との交流会

📍センター会員を募集しています！

会員になると、これらの事業の他にも、道の駅「都城」で商品を販売できるなどのメリットがあります。

●対象者 農業生産者、企業など

●入会金 20,000円

※従業員数によって異なります。野菜などの販売のみの場合は不要。ただし、別途手数料が必要



私たちの健康を支える 国民健康保険制度 知ってください 国保のこと

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられるよう、みんなで
お金を出し合い、支えあう保険制度です。国保の健全な運営のために、医療費の節減に協力ください。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎ 23-2127

国保に加入・脱退するとき は届け出を忘れずに

国保は、健康保険制度の一つで、
後期高齢者医療制度や職場の健康
保険（社会保険など）に加入して
いる人、生活保護を受けている人
を除き、全ての人が加入する保険
制度です。

国保に加入または脱退する場合
は、手続きが必要です。次に該当
する場合は、14日以内に保険年金
課または各総合支所の市民生活
課、各地区市民センターで届け出
を行ってください。

●国保に加入するとき

- ・他の市区町村から転入したとき
 - ・職場の健康保険をやめたとき
 - ・子どもが生まれたとき
 - ・生活保護を受けなくなったとき
- ※職場の健康保険などに加入
している場合は、国保加入
は不要

●国保を脱退するとき

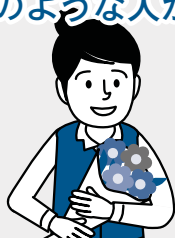
- ・他の市町村に転出したとき
- ・職場の健康保険などに加入
したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになった
とき

国保に加入する皆さん

国保にはこのような人が加入します



お店などを経営する
自営業の人



退職などで職場の
健康保険をやめた人



農業や漁業などを
営んでいる人

- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 3か月を超えて日本に滞在することを認められた外国籍の人 ※医療滞在ビザで入国した人などは除く

届け出が遅れると、保険証がな
いため、その間の医療費が全額自
己負担になります。また、ほかの
医療保険に入ったときに脱退の届
け出をしないと、保険税を二重に
支払うなどの可能性がありますの
で、忘れずに届け出ましょう。
市内で住所が変わったり、世帯
主が変わったりしたときなども届
け出が必要です。

保険税の仕組み

その年度に予測される医療費か
ら、病院などで支払う一部負担金
と国などからの補助金を差し引い
た額が保険税の総額です。

これを世帯ごとの加入者数や、
所得などに応じて公平な負担にな
るように保険税を算出します。

なお、保険税は届け出をした月
ではなく、国保の被保険者となっ
た月から課税されます。

医療費の節減を心掛けましょう

医療費が増えると、国保から病
院などに支払われる医療給付の費
用も増え、それを補うために保険
税が引き上げられる可能性があります
です。そうならないためにも、医
療費の節減を心掛けましょう。

●医療費節減のポイント

- ・生活習慣を見直し、適度な運動・
栄養・休養をバランス良くとり
ましょう。
- ・定期的に健康診断を受けて、病
気の早期発見や治療に心掛けま
しょう。
- ・休日・時間外診療は緊急時など
を除き、なるべく避けましょう。
- ・かかりつけ医をもちましょう。
- ・ジェネリック医薬品（後発医薬
品）を利用しましょう。

各種認定証の更新について

〔国民健康保険〕

次の認定証の更新手続きを8月1日(金)から、保険年金課、各総合支所市民生活課、各地区市民センターで行います。国民健康保険特定疾病療養受療証(70歳未満で慢性腎不全の人)は手続き不要です。7月末日までに新しい受療証を送付します。

① 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

同一世帯で、国民健康保険加入者(擬制世帯主含む) 全員の平成26年度市民税が非課税である国民健康保険加入者

② 国民健康保険限度額適用認定証

①以外の国民健康保険加入者(70歳未満)

● 手続きに必要なもの

国民健康保険被保険者証、所持する認定証、世帯主の印鑑(スタンプ式を除く)

※代理の人でも手続きは可能ですが、運転免許証などの身分を証明するものを持参してください

〔後期高齢者医療〕

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を、現在持っている人で対象となる人には、7月末日までに郵送します。

新しい保険証を7月下旬に発送します

国民健康保険被保険者証		有効期限 平成27年 7月31日
記号番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	性別 男
氏名	都城 太郎	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日	平成26年8月1日	
住所	郡城市〇〇〇町〇〇〇番地〇〇	
世帯主氏名	都城 太郎	
保険者番号	1450023	保険者名 郡城市

保険証が届いたら、住所、氏名、生年月日を確認してください。8月1日以降に病院などで受診するときは、新しい保険証を必ず持参してください。

不要となった保険証は、処分するか、保険年金課または各総合支所、各地区市民センターの窓口に戻却してください。

※75歳以上の人や、障がいのある65～74歳の人の後期高齢者医療被保険者証については、負担割合が変更になった人のみ送付します

新しい保険証の有効期限

国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の有効期限は、原則、平成27年7月31日までの1年間。後期高齢者医療被保険者証は平成28年7月31日までです。

ただし、次の人は、有効期限が異なりますので、注意してください。

- 69歳の人 → 70歳の誕生月の末日(1日生まれの人は誕生日の前日まで)
 - 74歳の人 → 75歳の誕生日の前日
 - 退職被保険者で64歳の人 → 65歳の誕生月の末日(1日生まれの人は誕生日の前日まで)
- ※保険税の未納がある人は、有効期限が短い保険証(短期証)となる場合があります

医療費の負担割合と発行される保険証

2割

小学校入学前

3割

小学校入学後70歳未満

国民健康保険被保険者証

〔70歳以上75歳未満〕

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

- ① 現役並み所得者(※) 3割
- ② それ以外の人
 - 昭和19年4月1日までに生まれた人 1割
 - 昭和19年4月2日以降に生まれた人 2割



〔75歳以上〕

後期高齢者医療被保険者証

- ① 現役並み所得者(※) 3割
- ② 現役並み所得者以外 1割

※前年の収入額が一定基準以下のときは、申請することで、負担割合が1割(昭和19年4月1日までに生まれた人)または2割(昭和19年4月2日以降に生まれた人)に変更になります。対象者には、申請書を送付しますので、7月中旬に手続きをお願いします